○中部地方整備局告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間中部地方整備局及び同局北勢国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
伊賀市柘植町字南五反田五九三二番七から同市柘植町字棚田六六〇九番八まで	〇・〇〇～一六・〇〇メートル	〇・六一〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年三月二十五日

○中部地方整備局告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間中部地方整備局及び同局北勢国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
亀山市関町福徳字中切四二七番一から同市関町福徳字中切四一番二まで	〇・〇〇～五・八〇メートル	〇・〇四四キロメートル
伊賀市陽光台二〇三五番地内	〇・〇〇～二・八〇	〇・〇五八
伊賀市治田字古川一六二四番地内	〇・〇〇～二・八〇	〇・〇五三

四　指定する期日　平成二十五年三月二十五日

○近畿地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千五百八十七号南部大阪都市計画下水道事業南大阪湾岸中部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十五年十月一日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第三百二十八号南部大阪都市計画下水道事業南大阪湾岸南部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和六十三年三月五日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第五百一号南部大阪都市計画下水道事業南大阪湾岸北部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十九年三月二十九日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千八十一号南部大阪都市計画下水道事業大和川下流南部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年五月十七日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千四十五号東部大阪都市計画及び南部大阪都市計画下水道事業大和川下流東部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年五月十四日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし